

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第46号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(営業所等設置等の届出書等の様式等)</p> <p>第35条の3 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>2 法第71条の11第4項、 第71条の14第5項又は第71条の15第4項</td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p> <p>(配当割の更正、決定通知（納税の通知）書の様式)</p> <p>第35条の5 法第71条の32第4項、<u>第71条の35第6項</u>又は<u>第71条の36第4項</u>の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定配当等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書によるものとする。</p> <p>(株式等譲渡所得割の更正、決定通知（納税の通知）書の様式)</p> <p>第35条の7 法第71条の52第4項、<u>第71条の55第6項</u>又は<u>第71条の56第4項</u>の規定による株式等譲渡所得割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定株式等譲渡所得金額に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書によるものとする。</p> <p>(法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式)</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 法第72条の42、<u>第72条の46第5項</u>又は<u>第72条の47第4項</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>3 政令第24条の3第3項、 第24条の4第3項若し</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	[略]		2 法第71条の11第4項、 第71条の14第5項又は第71条の15第4項	[略]	条 項	書 類	1 法第72条の42、 <u>第72条の46第5項</u> 又は <u>第72条の47第4項</u>	[略]	[略]		3 政令第24条の3第3項、 第24条の4第3項若し	[略]	<p>(営業所等設置等の届出書等の様式等)</p> <p>第35条の3 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>2 法第71条の11第4項、 <u>第71条の14第6項</u>又は<u>第71条の15第5項</u></td><td>[略]</td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p> <p>(配当割の更正、決定通知（納税の通知）書の様式)</p> <p>第35条の5 法第71条の32第4項、<u>第71条の35第7項</u>又は<u>第71条の36第5項</u>の規定による配当割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定配当等に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書によるものとする。</p> <p>(株式等譲渡所得割の更正、決定通知（納税の通知）書の様式)</p> <p>第35条の7 法第71条の52第4項、<u>第71条の55第7項</u>又は<u>第71条の56第5項</u>の規定による株式等譲渡所得割に係る更正、決定等の通知は、別に定める様式による特定株式等譲渡所得金額に係る県民税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書によるものとする。</p> <p>(法人事業税の更正、決定通知（納税の通知）書等の様式)</p> <p>第40条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>条 項</th><th>書 類</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 法第72条の42、<u>第72条の46第6項</u>又は<u>第72条の47第5項</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>3 政令第24条の3第3項、 第24条の4第5項若し</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	条 項	書 類	[略]		2 法第71条の11第4項、 <u>第71条の14第6項</u> 又は <u>第71条の15第5項</u>	[略]	条 項	書 類	1 法第72条の42、 <u>第72条の46第6項</u> 又は <u>第72条の47第5項</u>	[略]	[略]		3 政令第24条の3第3項、 第24条の4第5項若し	[略]
条 項	書 類																												
[略]																													
2 法第71条の11第4項、 第71条の14第5項又は第71条の15第4項	[略]																												
条 項	書 類																												
1 法第72条の42、 <u>第72条の46第5項</u> 又は <u>第72条の47第4項</u>	[略]																												
[略]																													
3 政令第24条の3第3項、 第24条の4第3項若し	[略]																												
条 項	書 類																												
[略]																													
2 法第71条の11第4項、 <u>第71条の14第6項</u> 又は <u>第71条の15第5項</u>	[略]																												
条 項	書 類																												
1 法第72条の42、 <u>第72条の46第6項</u> 又は <u>第72条の47第5項</u>	[略]																												
[略]																													
3 政令第24条の3第3項、 第24条の4第5項若し	[略]																												

くは第5項、第24条の4
の2又は第24条の4の3
第1項若しくは第2項

[略]

(製造たばこの売渡し数量等の通知書等の様式等)

第43条の3 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表右欄
に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする

条 項	書 類
[略]	
2 法第74条の20第4項、 第74条の23第5項又は第 74条の24第4項	[略]

2・3 [略]

(ゴルフ場利用税の非課税の適用がある旨の申出書等の様式
等)

第52条 [略]

2～4 [略]

5 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄
に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする

条 項	書 類
[略]	
4 法第87条第4項、第90 条第5項又は第91条第4 項	[略]

6～9 [略]

(自動車取得税に係る修正申告書等の様式等)

第59条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表
右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものと
する。

条 項	書 類
[略]	
7 法第129条第4項、第 132条第5項又は第133条 第4項	[略]

2 [略]

(軽油引取税特別徴収義務者登録申請書等の様式等)

第63条の4 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による
同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるも

くは第7項、第24条の4
の2又は第24条の4の3
第1項若しくは第2項

[略]

(製造たばこの売渡し数量等の通知書等の様式等)

第43条の3 次の表の左欄に掲げる法令の規定による同表右欄
に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする

条 項	書 類
[略]	
2 法第74条の20第4項、 第74条の23第6項又は第 74条の24第5項	[略]

2・3 [略]

(ゴルフ場利用税の非課税の適用がある旨の申出書等の様式
等)

第52条 [略]

2～4 [略]

5 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄
に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする

条 項	書 類
[略]	
4 法第87条第4項、第90 条第6項又は第91条第5 項	[略]

6～9 [略]

(自動車取得税に係る修正申告書等の様式等)

第59条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表
右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものと
する。

条 項	書 類
[略]	
7 法第129条第4項、第 132条第6項又は第133条 第5項	[略]

2 [略]

(軽油引取税特別徴収義務者登録申請書等の様式等)

第63条の4 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による
同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるも

のとする。

条 項	書 類
[略]	
4 法第144条の44第4項、 <u>第144条の47第5項又は第</u> <u>144条の48第4項</u>	[略]

2～11 [略]

のとする。

条 項	書 類
[略]	
4 法第144条の44第4項、 <u>第144条の47第6項又は第</u> <u>144条の48第5項</u>	[略]

2～11 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。